

## 告 示

### 埼玉県告示第千百一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和三年十月一日

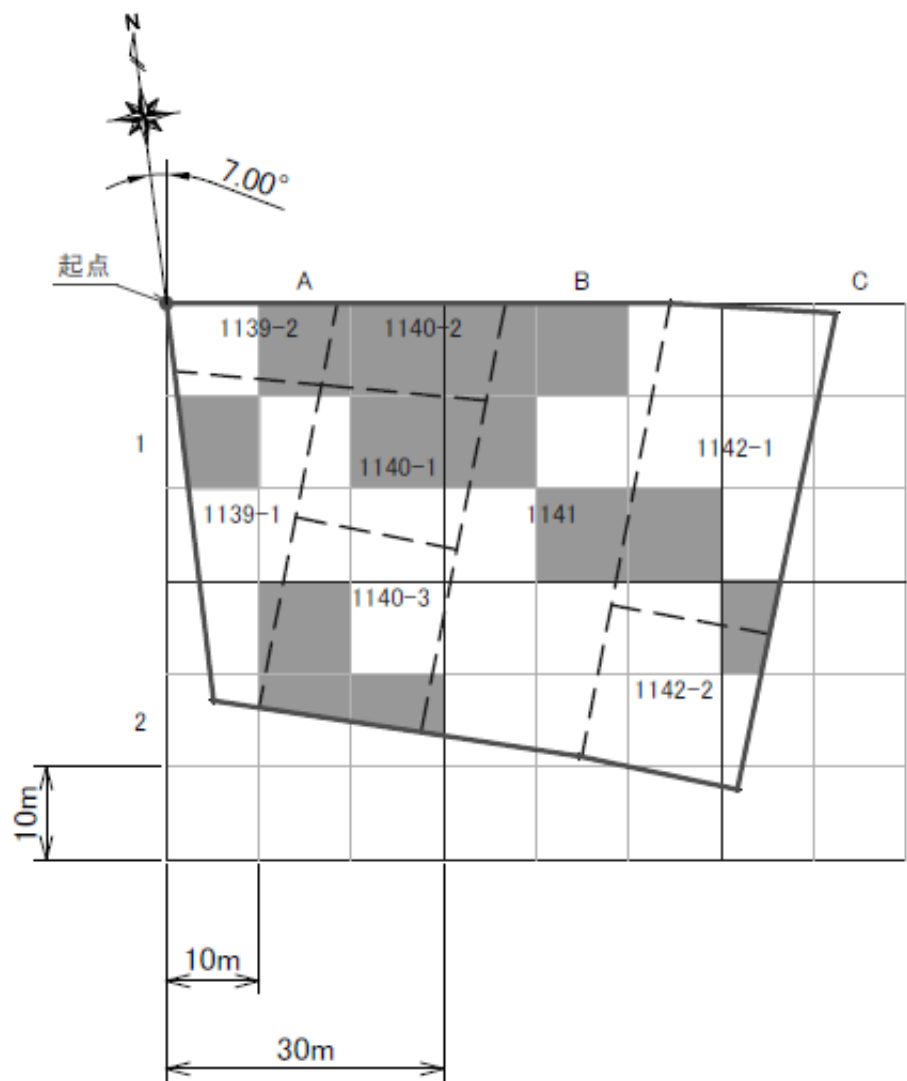
埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県八潮市大字木曾根字下千百三十九番一の一部、千百三十九番二の一部、千百四十番一の一部、千百四十番二、千百四十番三の一部、千百四十一番の一部、千百四十二番一の一部及び千百四十二番二の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
シアン化合物、砒素及びその化合物

別図



起点  
起点は埼玉県八潮市大字木曾根字下  
1139-2の最北端とする

格子の回転角度 7.00°

- 形質変更時要届出区域
- 敷地境界
- - 地番境界